

資料5(午前・午後)	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

心身障害者（児）医療費助成の対象拡大について

令和2年4月1日から、国制度である自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）を受給中で、「重度かつ継続」に該当する方は、「心身障害者（児）医療費助成」の所得制限の対象外とし、所得が制限額を超えた場合も「心身障害者（児）医療費助成制度」の対象となります。

1 拡大対象

下記の①及び②の両方に当てはまる方

- ① 国民健康保険、各社会保険、後期高齢者医療制度の被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する方（※65歳以上で新たに重度の障害者の認定を受けた方は対象外）
 - 身体障害者：身体障害者手帳1～2級及び内部障害3級
 - 知的障害者：療育手帳A（Aの1・Aの2）～概ねBの1
 - 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳1級

- ② 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の受給者証をお持ちで、「重度かつ継続」の対象となっている方。（受給者証に「重度かつ継続」に該当する旨が記載されている方に限ります。）

2 窓口

各区保健福祉センター高齢障害支援課
（受給するには申請が必要です。）